

**令和 7 年度  
第 1 回福島県農業振興審議会  
議 事 錄**

日時 令和 7 年 10 月 15 日 (水)  
10 時 00 分～12 時 00 分  
場所 杉妻会館 牡丹

**福島県農業振興審議会事務局**

## 1 出席者

(1) 福島県農業振興審議会委員 計15名 ※はリモート参加

奥平貢市委員、今泉仁寿委員、紺野宏委員、阿部哲也委員（代理出席：白井康友氏）、  
福田祐子委員、佐藤ゆきえ委員、新田洋司委員、石井圭一委員、原田英美委員、  
佐川京子委員、鈴木秀子委員、満田盛護委員、三瓶やえ委員、清水裕香里委員※、  
相原晴美委員

(2) 福島県 計34名 ※はリモート参加（8名）

農林水産部長、農林水産部政策監、農林水産部食産業振興監、  
農林水産部次長（農業支援担当）、農林水産部次長（生産流通担当）、  
農林水産部次長（森林林業担当）、  
農林総務課長、農林企画課長、農林技術課長、農業振興課長、農業担い手課長、  
環境保全農業課長、農業経済課長、農產物流通課長、水田畑作課長、園芸課長、  
畜産課長、水産課長、農村計画課長、農村振興課長、農村基盤整備課長、  
農地管理課長、森林計画課長、森林整備課長、林業振興課長、森林保全課長、  
県北農林事務所長※、県中農林事務所長※、県南農林事務所長※、会津農林事務所長※、  
南会津農林事務所次長※、相双農林事務所長※、いわき農林事務所長※、  
農業総合センター所長※

## 2 議事・報告

- (1) 福島県農林水産業振興計画の進行管理等について
- (2) 福島県農林水産業振興計画の中間見直し等について
- (3) 第2回福島県農業振興審議会について
- (4) その他

## 3 発言者名・発言内容

次のとおり

|                |  |
|----------------|--|
| 司 会<br>(部企画主幹) | <p>本審議会は附属機関等の会議の公開に関する指針により、会場に傍聴席を設け、一般県民に公開するとともに、議事録を県ホームページに掲載することになっております。あらかじめご了承ください。</p> <p>——部長挨拶——</p> <p>それでは初めに、農林水産部長沖野浩之よりご挨拶を申し上げます。</p>   |
| 農林水産部長         | <p>皆さんおはようございます。農林水産部長の沖野でございます。福島県農業振興審議会の開催にあたり、御挨拶を申し上げます。</p> <p>日頃より本県農業・農村の振興に御理解と御協力を頂いておりますことに、心から感謝申し上げます。</p> <p>さて、東日本大震災から 14 年余りが経過する中、被災地域においては、営農再開に向けた様々な挑戦が行われているほか、県全体では、昨年の農業産出額が震災後最高を記録し、さらには令和 7 年調査の新規就農者数が平成 11 年度の調査開始以来最多となる 391 人となり、4 年連続で 300 人を超えるなど、多くの方々の懸命な努力により、本県農業の復興・再生は着実に進んでおります。</p> <p>一方で、担い手の減少や高齢化を始め、根強く残る風評、燃料や資材・飼料価格の高止まりなど、本県農業は多くの困難を抱えております。</p> <p>近年はこれらに加え、夏の記録的な高温をはじめとする急激な気候変動が、農産物の収量と品質の低下に直結する深刻な脅威となっているほか、昨年の米の需給ひつ迫に端を発した米価高騰など、食と農を取り巻く情勢は不透明な状況が続いております。</p> <p>これらの急激な社会情勢の変化や新たな課題に対応するため、昨年の食料・農業・農村基本法の改正等も踏まえ、県では、今月、食料安全保障の確保を軸として福島県農業・農村振興条例の改正を行い、今後は条例に基づく基本計画となる福島県農林水産業振興計画の見直しを行うこととしております。</p> <p>本日の審議会では、会長の選任に続きまして、これまでの取組や計画の進捗状況、指標の見直しに加え、先に述べた振興計画の見直しについて、御審議いただきたいと考えております。</p> <p>委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見、御助言を賜りますようお願いいたします。</p> <p>本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> |
| 司 会            | <p>続きまして、今回新たに委員になられました 3 名の委員の皆様をご紹介させていただきます。</p> <p>福島県町村会役員の改選に伴い、御退任された高橋宣博委員の後任といたしまして、令和 7 年 6 月 19 日付けで江田文男委員に第 1 号委員に御就任いただきました。なお、江田委員は本日ご欠席となります。</p>   |

|       |   |
|-------|---|
|       | <p>次に、福島県土地改良事業団体連合会の退職に伴い、御退任された菊地和明委員の後任といたしまして、令和7年6月27日付けで家久来克之委員に第2号委員に御就任いただきました。家久来委員もご欠席となります。</p> <p>最後に、新田洋司委員をご紹介いたします。</p> <p>本審議会長を務められておりました荒井聰会長が福島大学食農学類長を御退任され、後任といたしまして、現在、福島大学食農学類長であります新田委員に第3号委員として御就任いただきました。</p> <p>以上3名の委員の皆様をご紹介させていただきました。</p>  |
| 司 会   | <p>ここで議事に先立ちまして、定足数の確認をさせていただきます。</p> <p>本日の審議会は、19名の委員のうちリモートでの参加の委員を含め、過半数を超える15名の委員に御出席いただいております。福島県農業振興審議会規則第5条第3項の「委員の過半数の出席」に達しておりますので、本審議会は有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>――会長選任――</p> <p>続きまして、会長の選出に移らせていただきます。</p> <p>昨年まで福島県農業振興審議会会長を務めてられておりました荒井委員が御退任されたことから、現在会長が不在となっております。</p> <p>福島県農業振興審議会規則第3条第3項に基づき、会長の職務を副会長が代理することとなっているため、本審議会は副会長名で招集させていただいております。</p> <p>議事に入る前に、新たな会長を選出していただきたく、それまでの間、福島県農業振興審議会規則第3条第3項及び第5条第2項により、議長を石井副会長にお願いすることでいかがでしょうか。</p> |
| 各 委 員 | 異議なし。   |
| 司 会   | 異議なしの声がありましたので、石井副会長に議長をお願いいたします。   |
| 副 会 長 | <p>現在副会長を仰せつかっております東北大学大学院農学研究科の石井でございます。事務局より説明があったように、現在会長が不在であることから、同規則第3条の規定に基づき会長の選任を行います。</p> <p>同規則では、「当審議会の会長・副会長は委員の互選によって定める」とされております。</p> <p>会長の選任について自薦、他薦問わず、どなたか御意見ございますでしょうか。</p>  |
| 奥平委員  | (挙手)  |

|                 |   |
|-----------------|---|
| 副会長             | 奥平委員お願いします。   |
| 奥平委員            | 事務局案はありますでしょうか。   |
| 副会長             | 事務局いかがでしょうか。  |
| 農林企画課長<br>(事務局) | 事務局としましては、これまで会長を務めていただいた前福島大学食農学類、荒井学類長の後任となります新田委員が適任ではないかと考えております。   |
| 副会長             | ただ今、事務局より会長に新田委員との案が示されました。いかがでしょうか。  |
| 各委員             | 異議なし。   |
| 副会長             | ご異議がないとのことですので、会長は新田委員となりました。<br>それでは新しい会長が決まりましたので、私はここで議長の座を降ろさせていただきます。<br>どうもありがとうございました。   |
| 司会              | それでは、ただいま会長に選出されました新田会長からご挨拶をいただきます。  |
| 会長              | ――会長挨拶――<br>会長を務めることになりました福島大学食農学類の新田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。委員の皆様におかれましては、大変ご多忙のところ、本日はご出席いただき誠にありがとうございます。本日は、円滑な議事進行に努めてまいりますのでご協力のほどよろしくお願い申し上げます。<br>本日は、福島県農林水産業振興計画の進行管理と本計画の見直しなどを議題として意見交換をお願いできましたら幸いでございます。本審議会でのご意見はより実効性のある計画や施策となるための大変重要なものでございます。本県の農林水産業の発展のために、皆様専門的な知見に基づいて忌憚のないご意見を賜りたくお願いを申し上げます。<br>どうぞよろしくお願い申し上げます。 |
| 司会              | 新田会長ありがとうございました。<br>それでは議事に移らせていただきます。進行につきましては、福島県農業振興審議会規則第3条第2項により、新田会長に議長をお願いいたします。   |
| 会長              | ――議事――<br>それでは、暫時の間、議長を務めさせていただきます。<br>まず初めに、議事録署名人を選出したいと思います。   |

|                 |   |
|-----------------|---|
|                 | 私から御指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。  |
| 各 委 員           | 異議なし。   |
| 会 長             | それでは紺野宏委員、それから三瓶やえ委員に議事録の署名をお願いしたいと思います。  |
| 紺野委員            | はい。   |
| 三瓶委員            | はい。   |
| 会 長             | では議事に入りたいと思いますが、進め方についてお諮りします。<br>内容が関連しておりますので、まずは提出されている資料を一括して事務局からご説明をいただきたいと思います。その後、項目ごとに審議をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。  |
| 各 委 員           | 異議なし。   |
| 会 長             | それでは、資料1～資料12について、事務局より一括して説明をお願いします。   |
| 農林企画課長<br>(事務局) | 農林企画課長の荻野と申します。よろしくお願ひいたします。説明が長くなりますが、着座にて説明をさせていただきます。<br>議事の(1)と(2)は関連しますので、一部入り混じっての説明となりますこと、ご容赦ください。<br>資料1をご覧ください。こちらはお手元の冊子「農林水産業振興計画」の概要版となります。始めに、こちらを使って計画の構成や建付けについて説明をさせていただきます。<br>表紙をおめくりいただいて上段の1頁をご覧ください。「1 計画策定の趣旨」の最後の■ですが、本計画は、農林水産業・農山漁村の振興施策を進めていくために県が行う「長期的展望に立った施策の基本的な方向性を示すもの」でございます。<br>次に「2 計画の位置付け」ですが、県政運営の基本方針であり県の最上位計画である「福島県総合計画」の農林水産分野の計画であり、また県農業・農村振興条例に定める基本計画ともなっております。また、この計画の下には40の個別計画が位置付けられております。<br>つまり、本計画では計画期間の9年間を見通した基本的方向性を示し、重点的な施策、品目等についてはこの40の個別計画等において具体的な内容を定めるという建付けとなっております。個別計画は資料9の133頁に記載されておりますので後ほどご覧ください。<br>次頁に移りまして下段の4頁をご覧ください。基本目標を「『もうかる』『誇 |

れる』共に創るふくしまの農林水産業と農山漁村」とし、その目指す姿として中段に記載の4つを掲げ、一番下に記載の6つの施策の展開方向で、目標・目指す姿の実現を図るもので

次の5頁をご覧ください。6つの施策の展開方向ごとの取組の項立てと、全県のみならず、地方ごとにも計画を立てる構成となっております。

下部の6頁をご覧ください。6つの施策の展開方向ごとに、【背景／課題】【施策の方向性】【具体的な取組】そして次の7頁の右端の【施策の達成度を測る指標】という構成となっております。指標は全部で70項目設定されております。

議題（2）の計画の見直しにおいては、主に【具体的な取組】の部分に新たな視点等を追加することで対応しております。

最後に本計画の進行管理についてでございます。最後の19頁をご覧ください。下段の「2 計画の進行管理」の2つ目の矢印となります。毎年度、各種施策の進捗や成果を点検・評価し、それをもとに地方において意見交換を行い、さらに本日の審議会での議論を踏まえ、翌年度の「施策の基本方向」を策定し、実行するというものです。つまり、毎年度P D C Aサイクルをきっちり回すこと、進行管理をすることとしております。

資料2をご覧ください。こちらは今ほどのP D C Aサイクルについて時系列に整理したものです。中段の部分ですが、8月に県内7地方での意見交換会、そして本日の審議会で県民の意見を広く伺い、その意見等をもとに事業を構築し、4月に「農林水産業施策の基本方向」を策定・公表し、実施に移すという流れで、これを毎年度繰り返していくこととなります。

これまで本計画は、計画期間の途中で見直しをしたことがないのですが、これは、毎年度、このP D C Aサイクルをしっかりと回して、情勢の変化に迅速に対応してきたことと、冒頭に触れましたが、本計画のもとにぶらさがる短期・中期の40の個別計画等で対応してきたことがその理由であります。

しかし、今回、初めて計画の見直しを行うこととしたのは、昨年6月に農政の憲法ともいわれる食料・農業・農村基本法が改正され、それを踏まえて、今月、福島県農業・農振興条例が改正されたこと、さらには、今年度で第2期復興・創生期間が終了し第3期に移行するという節目に当たり、キーとなる施策については、齟齬がないよう見直しを行う必要があるという考えによるものです。

次に資料3をご覧ください。これは昨年度の各審議会・地方意見交換会での意見をどのように施策に反映したのかを整理した一覧となります。P D C AサイクルのPの「事業構築」にあたります。この後の説明と重複しますので説明は省略します。

次に資料4をご覧ください。これは同じくPの部分で、構築した事業をもとに当該年度の「基本方向」を整理したもので、左側に今年度重点的に取り組む施策、右側にそれを進めるための主な事業を記載しております。

特に充実を求める声の多かった、中段の「担い手の確保・育成」や、高温対策としての下段の「試験研究」では、新規事業を立ち上げるなどして対応すること

としております。裏面に移りまして、中段の「戦略的な生産活動」では、スマート農業の促進やJAグループのギガ団地構想の一層の推進の声が強くありましたので、それに対応する事業を構築するなどして対応することとしております。

また、一番下の「社会情勢に応じた対応」では、人口減少や食料安全保障の観点から、移住就農の促進や、輸入依存度の高い大豆・麦・そば・飼料作物の生産拡大に力を入れることとしております。

次に資料5をご覧ください。資料3・4は昨年度の審議会等を踏まえた今年度の計画でしたが、こちらは昨年度に取り組んだこと・実績となります。主なところをかいつまんで説明させていただきます。

1頁の復興の加速化ですが、左上の被災農業者への支援では、2つ目の枠ですが、水源となるダム・ため池の放射性物質対策を進めるとともに、農業者の機械・施設等の導入を支援し、営農再開率が4ポイント増加し61%となっております。右側の復興の加速化では、下から2つ目の枠ですが、企業の農業参入を推進することとし、74社との相談を実施しております。下部の風評の払拭では、右下の枠ですが、新たな販路・販売棚の確保に向け、首都圏など28企業延べ1,625店舗においてフェアを開催したほか、オンライン商談会2回、バイヤーの産地ツアーワークshopを3回開催しております。

2頁の担い手の確保・育成ですが、左上の農業では、1つ目の枠ですが、新規就農者の確保・育成を図るとともに、地域のモデルとなるような経営体の育成に向け、県農業経営・就農支援センターにおいて1,352件の相談活動を実施しており、うち経営相談が640件、重点支援が39件となっております。また、一番下の枠ですが、都市部からの参入・定着の促進に向け、県外向け就農相談会を開催し、相談者99名に対応、また移住就農お試し体験を実施し36名の参加となっております。

3頁の生産基盤の確保・整備と試験研究の推進ですが、左上の農地集積・集約化と生産基盤の整備では、1つ目の枠ですが、地域計画の策定を推進し、1,007地域で計画の策定が完了しております。2つ目の枠ですが、農地の大区画化・汎用化、スマート農業に適した基盤整備を推進し、13地区36.8haで整備を実施しております。

4頁の流通・販売戦略ですが、左上の安全と信頼の確保では、下から2つ目の枠ですが、GAP取得を推進し、認証GAPの取得経営体数は37増加し811経営体となっております。右上のブランディングでは、ふくしまならではのブランドを確立することとし、県内主要5産地において、市場のニーズを的確に把握し、生産から消費に至る取組の連携強化を図りながら、高付加価値化・生産力強化を進めるとともに戦略的な情報発信を一体的に行う「ならではプラン」を策定しております。下段の消費拡大と販路開拓では、左側の2つ目の枠ですが、給食での地元産食材の活用を通じた地産地消を進めることとし、学校・保育所等432校において県産食材の購入を支援しております。

5頁の戦略的な生産活動については、上段の生産振興では、左側の2つ目の枠

ですが、野菜の産地育成を図ることとし、ネギ・アスパラ・キュウリ・トマト・イチゴの5地区の生産拠点、いわゆるギガ団地の育成を支援しております。左側の生産力の強化では、スマート農業の普及拡大をはじめ、野菜・果樹・花き・畜産と先端技術の導入等を推進しており、記載の成果となっております。右側の競争力の強化では、2つ目の枠ですが、県オリジナル品種による米どころ福島の評価向上に取り組むこととし、福、笑いは前年比260%の200ha、福乃香は137%の63haとなっております。

6頁の活力と魅力のある農山漁村ですが、左下の快適で安全な農山漁村では、2つ目の枠ですが、地域ぐるみで取り組む総合的な鳥獣対策の普及と、里山林の緩衝帯設置への支援を行い、14か所に鳥獣対策のモデル集落を設置するとともに、11市町村45団体・約82haで緩衝帯等の里山林が整備されております。右上の多面的機能の維持・発揮では、一つ目の枠ですが、地域ぐるみや集落間連携等による共同活動を支援し、農振地域に占める共同活動の割合が54%となっております。

次に資料6-1をご覧ください。これは70項目に及ぶ指標の達成度合いを整理した資料となります。100%達成したA判定が47.1%、80~99%達成のB判定が40.0%と、合わせると約9割となっており、計画が概ね順調に進んでいると認識しております。

次の資料6-2は指標70項目の状況を施策の展開方向ごとに整理したものです。左から、指標名、現況値として計画策定時の数値、令和6年度のとりまとめとして、上段に実績値、下段に目標値、計画最終年度となる12年度の目標値、評価、現状分析、課題、今後の取組と整理しております。

12市町村限定の指標ですと、No.1の営農再開した面積の割合とNo.5の12市町村における農畜産物及び加工品の年間算出額の2つがありますが、No.5については、後ほど指標自体の見直しについて意見をいただくこととしております。なお、評価が「-」となっているのは、この指標だけなのですが、年次ごとの目標値の設定がなく評価不可となっていることによります。

次頁のNo.12の新規就農者数については、令和5年度に目標の上方修正をした指標です。6年度は未達となっておりますが、最近発表された7年度の数値は391人のA判定と、4年連続で300名超えと好調を維持しております。

5頁のNo.32のもの取引価格については、既に12年度の目標を達成してしまっており、このあと目標の上方修正について検討することとしています。

7頁のNo.46~49のスマート農業技術等導入経営体数につきましては、昨年度目標の上方修正を行った指標となります。判定上はB判定ですが、達成率が99.9%ですので、こちらも順調に伸びています。

次の資料6-3は県内7地方の指標について整理したものです。後ほどご覧ください。

次に資料7をご覧ください。これは8月に実施した県内7地方での意見交換会における主な意見をとりまとめたものです。施策の展開方向ごとに整理してお

り、「担い手」と「生産基盤」に関する意見が多いという結果となっております。ただこの集計にはちょっと注意が必要でして、意見の取り方にもあるのですが、県北地方が全体の3割を占めるという地方の偏りがございます。また、実際は「夏場の高温対策」の意見が多くありましたが、高温耐性の品種育成・技術開発普及・施設や設備導入など、各項目に分割され見えにくくなっています。また、農業基盤整備への意見が多いのですが、これは大区画化のほか、人手不足で水路の維持管理ができなくなっているので、これに対応した整備をという意見も多く出ておりました。次頁以降に個別の意見を整理していますので、この辺りも踏まえながら後ほどご覧いただければと思います。

次に資料8をご覧ください。指標の見直しについてでございます。2にありますように、指標の見直しについては一定の目安がありまして、（1）ですが、より良い指標があれば、従来の指標を取り下げる新しい指標にすることが認められております。（2）ですが、単年度の目標を20%上振れ達成又は最終年度である12年度の目標を達成した場合は、上方修正の検討が求められています。逆に2年連続で50%下振れした場合は、下方修正の検討が求められています。

今回、資料6においても少し触ましたが、見直しを行うものが一つ、次回見直しを行うものが一つの計2指標について説明をさせていただきます。

見直しを行う指標は3の（2）に記載した「12市町村における農畜産物及び加工品の年間産出額」でございます。これは、次頁の②に記載しておりますが、福島県高付加価値産地展開支援事業において整備した拠点施設の販売額・出荷額の合計金額となります。昨年10月に県・市町村・JAグループにおいて「避難地域12市町村農業の復興・創生に向けたビジョン」を策定しております。この目標が「営農再開率」と「12市町村の農業産出額」となっておりますが、後者が振興計画の指標と一致しておりません。このビジョンは国の復興の基本方針や与党の14次提言にも盛り込まれており、復興の中心的取組みとなってくるものでありますので、この機会に計画の指標をビジョンの目標に合わせる形で見直したいというものです。見直し後の12年度の目標の産出額はビジョンと同じく震災前の75%の274億円となります。なお、各年度の目標金額については、今後関係機関・団体と調整のうえ、お示ししたいと考えております。

次に4の今後見直しを検討する指標ですが、これは「ももの取引価格」でございます。上方修正の目安の両方に該当したことから、間もなく明らかとなる今年産の取引価格の状況を踏まえ、目標値を設定の上、次回の審議会でお諮りしたいと考えております。

（1）についての説明は以上となります。

次に議事（2）の計画の見直しについて説明させていただきます。

資料は9～12となります。見直しを必要とする理由につきましては、先の説明でも触れており、事前の意見照会においても資料を同封させていただいておりますので、省略をさせていただき、早速見直し内容に入らせていただきます。

まずは資料11をご覧ください。これは委員の皆様から事前にいただいた意見に

対する県の対応方針でございます。対応方針（案）となっておりますが（案）は削除願います。

1 頁目は J A 中央会の今泉委員からの意見となります。まず上段は①「法などに基づく加除・修正だけで計画の見直しにはなっていないのではないか」また②「定期的な計画修正（ローリングプラン）が必要ではないか」という旨の意見でございます。①については、議事（1）の計画の建付け等においても説明をしておりますが、本計画は施策の基本的方向を明らかにするものであって、具体的な内容については、冊子の 126 頁（資料 9 では 133 頁）に記載した 40 の個別計画等において整理することとしております。なお、この個別計画については、委員が下段の理由 2 で指摘している「避難地域 12 市町村農業の復興・創生に向けたビジョン」を含め、新たに 4 計画を追加したほか、15 計画について内容の見直しを行っております。また、指摘に該当する箇所については、記載の充実を図っておりますので、ご理解ください。

下段の指摘についても、対応方針に記載の通りで、基本的には上段の整理と同様であります。全面的や大幅な変更はしておりませんが、記載の充実に努めておりますので、ご理解ください。

2 頁目をご覧ください。さんべ農園の三瓶委員からの意見となります。一つ目の意見につきましては、資料 9 の 75 頁の指標「県産の食材を積極的に購入とした県民の割合」が 54.6% しかないことから「半数の県民が県産農産物を安心して購入できずにいる」「本県産食品に対する信頼回復の取組が必要」との意見でございます。本指標は県政世論調査の結果を採用しているのですが、質問「農林水産物の購入や食生活で実践していることは？」に対し、7 つの中から 3 つ以内を選択して回答するという形式となっております。回答には、「食品ロスを減らす」や「バランスを考えた食生活を実践」「安全性の知識を持つ」といった項目が並んでおり、「地元産を積極的に購入」を選択しなかった方が「県産を安心して購入できない」ということでは決してありませんので、ご理解願います。

二つ目の「プラスチック被覆肥料に頼らない農業の取組」について記載との意見につきましては、対応方針に記載の通り対応させていただくこととしております。

次の福島県消費者団体連絡協議会の佐川委員からの「福、笑いの戦略の見直しが必要」との意見につきましては、対応方針に記載の通り、令和 9 年度以降の新たな戦略策定の参考とさせていただくこととしています。

次の公募委員で果樹農家の相原委員からの「小規模農家への支援」をとの意見につきましては、対応方針に記載の通り支援の充実を図っているところでございますので、ご理解願います。

次の福島県土地改良事業団体連合会の家久来委員からの修正案を含めた意見につきましては、対応方針の通り対応しております。

3 頁をご覧ください。同じく家久来委員からの「中山間地域における基盤整備に関する方向性」の記載に関する意見につきましては、対応方針の通り対応しております。

次の「農業産出額の指標を2,400億円から2,500億円への上方修正を検討してほしい」旨の意見につきましては、対応方針に記載の通り、指標の修正には資料8で説明した通り基準があり、達成していない中での上方修正はこの基準を満たしていないことから、上方修正はしないことといたします。なお、農業産出額は、物価高騰等の影響により全国の伸び率が大きくなっていることに加え、震災の影響により、全国と本県の伸び率が依然として乖離していることから、毎年度全国の伸び率を加味して評価することとしたいと思いますので、ご理解ください。

最後は、指導農業士会の福田委員からの「県内での受精卵移植の資格取得ができるように」との意見につきましては、対応方針に記載の通り、過去には講習会を実施していたが希望者減により実施しなくなり、希望者がいれば近県での受講に推薦書を発行する対応となっています。その実績もここ3年間で1人のみということもあります。希望者の動向を見極めながら対応を検討していくたいと考えております。以上が事前意見に対する回答となります。多くの意見ありがとうございます。

次に資料9をご覧ください。計画書の見直しをした全ての箇所を朱書きで示した資料となります。こちらを用いて、どこをどのような視点で見直しをしたのかを、委員の事前意見はどのように反映したのかを説明させていただきます。

まず10頁をお開きください。第2章の現状を図表等で整理したところでございます。

こちらについては、赤く枠で囲んでおりますが、この囲んだ部分の数値等の見直しを図っております。具体的には、一番下のR3～R6の数値を追記しました。第2章については、10頁以降も見直し箇所を赤く囲んでおります。

次に31頁をご覧ください。第3章でございます。

条例の改正のポイントが食料安全保障の確保でございますので、第3章の基本目標等に手厚く記載させていただいております。

次に、38頁をご覧ください。第4章、施策の展開方向でございます。

次の頁をお開きください。この第4章が大幅に見直しをした部分となります。

39頁の12行目ですと、避難地域12市町村農業の復興・創生に向かたビジョン、こちらが復興の核になるということで、ビジョンの記載をさせていただいております。

次の21行目は、用語の見直しに伴う修正でございます。

次の34行目35行目は、国の復興の基本方針が見直されておりますので、その記載をしたということでございます。

40頁につきましては、林業の部分でございますので、説明を省略させていただきます。

次の41頁をご覧ください。事前送付させていただいた資料から新たに追記をした部分がございます。

3行目でございます。広域的な産地形成を目指すと。この辺りは中央会の今泉委員からいただいた意見を踏まえて、充実を図った部分でございます。

次に、9行目～12行目までも事前送付した部分から追記をさせていただいた部分となります。こちらは土地連の家久来委員からいただいた意見をもとに修正をした部分となります。

次に43頁をご覧ください。こちらは復興関係の項目となりますので、避難地域12市町村農業の復興・創生に向けたビジョンの記載を随所にしております。

また、24行目～27行目、こちらは新たな項目を追記しつつ、中央会の今泉委員から出た意見に対応して充実を図った部分となってございます。

次に、46頁をご覧ください。風評払拭の背景／課題でございます。

基本的には背景／課題については、当時の状況が分からなくなってしまうので、あまり見直しをしておりません。一番下のところ、見直しをした部分がございますが、これは令和3年度当時の状況も残しつつ、現時点も追加するような形で見直しをしたということで、見直しをする場合は、当時の状況を残しながら行っております。

次に、50頁をお開きください。

20行目、（1）担い手の確保・支援体制の整備につきましては、中央会の今泉委員から就農支援センターの話を拡充すべきという意見をいただいておりましたので、拡充させていただいております。

次に、60頁をお開きください。

最初の18行目19行目は用語の見直しでございます。22行目23行目は、改正基本法や改定基本計画の用語の使い方に合わせたものでございます。25行目26行目は新たに追加した部分で、土地連の家久来委員からの意見に基づく追記をしております。32行目は、改正基本法や改定基本計画に合わせた記載としたものでございます。

続きまして、69頁をお開きください。

15行目～25行目まで、ブランド関係の取り組みについて、大分動きが出てきておりますので記載を修正しております。上段の部分は、ブランド力強化推進方針を新たに作成しましたので、それに対応する記載をしております。下段の部分は「福粕花」という酒粕をえさに与えたブランド牛を開発したという記述をしております。次の71頁72頁に、それらの取り組みをトピックスとして記載しております。

次に79頁をお開きください。

13行目～21行目まで修正をしております。トレーニングファームや園芸ギガ団地構想等、中央会の今泉委員からの意見に対応する部分でございます。

次に、86頁をお開きください。

先の説明で指標をいくつか見直しましたというお話をしておりますが、スマート農業技術等を導入した経営体数の目標値を修正しているところです。

次に88頁をお開きください。

一番下のところですが、三瓶委員からプラスチックの話が出ておりましたが、こちらで対応させていただいているというところでございます。

次に 99 頁をお開きください。

こちらは、改正基本法や改定基本計画の中で、交流人口の拡大であるとか、関係人口の話が出てきておりますので、そういったところを追記した部分でございます。

次に、133 頁をお開きください。

こちらは個別計画を記載したページでございます。赤くなっているところが新たに追加した部分や見直した部分となっております。参考にしていただければと思います。

次に、140 頁をお開きください。最後となります。

家久来委員からの農業産出額の目標を修正してはという意見に対して、目標を修正することはできませんが、全国の伸び率等を加味した評価を行いますという回答させていただいたおり、この赤く書いた部分を記載させていただきました。

資料 9 は以上となります。

次に資料 10 をご覧ください。これは図表を除き本文で見直しをした全ての箇所について、見直しの視点・キーワードごとに整理した一覧となります。後ほど参考としていただければと思います。

最後に資料 12 をご覧ください。見直しのスケジュールです。

本日の審議会が上段の枠囲みの所となります。

その後は、本日いただいた意見を踏まえ、11 月上旬に見直し案（第 3 稿）を策定し、パブリックコメント、市町村・関係団体への意見照会を行います。なお、パブリックコメント前には委員へもこの第 3 稿を提供させていただきます。

次に、それらの意見を踏まえ、12 月上旬に見直し案（第 4 稿）を策定し、答申（案）と合わせ、委員へ送付し、事前意見を聴取させていただきます。

次に、囲みの部分ですが、事前意見を踏まえ見直し案（第 5 稿）と答申（案）を審議会において協議いただきます。

次に年明け 1 月に会長が農林水産部長を訪問のうえ答申し、3 月に改定農林水産業振興計画を公表というスケジュールを想定しています。

(2) の説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

会長

ありがとうございました。

ただ今ご説明いただきましたのは資料 1～資料 12 でございました。

この後、質疑応答に移りたいと思いますが、項目ごとに分けてご質問をお承り、議論を進めたいと思います。

まず進行管理の中でも、ご説明いただいた資料 1～7 につきまして、ご意見、ご質問を承りたいと思います。その後、資料 8 の指標の見直しについてご質問を承りたいと思います。その後に、資料 9～11 の計画の中間見直しに移りたいと思います。

初めに、資料 1～7 につきまして、ご意見ご質問などございましたらお願いしたいと思います。

|        |   |
|--------|---|
|        | <p>いかがでしょうか。</p> <p>では、私から質問ですが、資料7－1のご説明で、県内7地域での意見交換会で出た意見ということで、高温対策に対する意見が各所であったが、様々な項目に分類されていて見えにくいとのことでした。例えば、どんなところに高温対策の意見がキーワードとして含まれているのかを、1例でも結構ですので紹介いただければと思います。</p>   |
| 農林企画課長 | <p>農林企画課長です。</p> <p>例えば、上から3つ目の生産基盤の品種技術開発。高温耐性の品種を早く開発してもらいたい旨の意見は、この辺りに入っています。</p> <p>また、下から3つ目の生産の部分、例えば補助事業で高温対策の施設を入れたいといった話になったときに、こちらの産地生産力の強化に入ってくるということで、いくつかに分散されてしまって、なかなか高温対策の意見が多いということが読み取りにくい形になっているという説明させていただきました。</p>                 |
| 会長     | <p>大変よく分かりました。高温対策という言葉はキーワードとして直接的に入れにくいため、そのように分かれているということだと思います。</p> <p>内容的には、高温対策は待ったなしで、非常に重要な問題です。指摘される意見としても出てくるものだと思いました。ありがとうございます。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p> <p>よろしければ資料1～資料7まではここまでとさせていただきまして、次に資料8の指標の見直しについて、ご意見ご質問などございましたらお願いしたいと思います。</p> |
| 満田委員   | (挙手)  |
| 会長     | 満田委員。   |
| 満田委員   | R6とR7で急激な変化が起きていると思います。   |
|        | R6は実績が反映されていますが、今年の急激な変化について、その現状が正しく表されているのかどうか。R7の実績はまだだと思いますが、ただ、先日の米増産の県別のランキングで福島県が第1位と発表されております。6万tぐらい増える予想がされており、大変大きな増産になると思います。水面下で急激に変化が起きていることを汲み取れているのかどうなのかがはっきりしないと、修正に関して正確な値なのかが不安です。その辺、どのようにとらえていらっしゃるかご説明いただきたいと思います。                |
| 会長     | それでは、回答をお願いします。   |

|        |  |
|--------|--|
| 水田畑作課長 | <p>水田畑作課でございます。</p> <p>先ほど9月15日現在で、お米の収量等について国から公表がございました。</p> <p>これまでですと、作況指数という数値で、その作柄等についての公表がされてきたわけですが、国では、過去30年間分の平均の数値と比べて今年どうだった、という言い方では見えにくいと。</p> <p>そして、現場で生産している農業者の方々の感覚とズれるのではないかという背景があり、9月15日からの公表においては、作況単収指数に変えて公表することとなりました。</p> <p>この作況単収指数につきましては、過去5年間の収量のうち、最高と最低を除いた5中3平均と申しますが、その数値と比較して、今年のお米の単収についてはこうなりますということで、福島県については101と公表となったところです。</p> <p>単純な収量ですと、過去の作況というのは、本県の場合一般的に使っていない1.7mmの振るい目で振るったときに、上に残ったものの数値がこれまで公表されてきたわけですが、ここが農家の方々の感覚とズレがあるということで、振るい目についても、それぞれの産地地域が使っているものに合わせて、作況単収指数を公表することとなっております。</p> <p>ちなみに、本県の場合は1.85mmの網目で残ったものについての収量を公表することとなっております。</p> <p>場所によっては東北の県ですと1.9mmを用いるところもありますが、一般的に農家の方々が使っている網目ということで公表になっております。</p> <p>併せて参考にという形ですけれども、これまで通り1.7mmでの振るった数値も併せて公表になっております。最近、自然災害等が多い中で、委員お質しの非常に数値がぶれているのではないかということも、今回から統計の指標の公表の仕方が見直されたという事情になっております。以上でございます。</p> |
| 会長     | ありがとうございます。よろしいでしょうか。  |
| 今泉委員   | (挙手)   |
| 会長     | 今泉委員。  |
| 今泉委員   | 今ご質問された話を聞いていて思ったのは、水田畑作課長が答えたことは質問の趣旨と違うと思います。  |
|        | 増産する体制が福島県は非常に顕著になったと。そういうことがこの計画の前提として置き換えられていないのではないかといったご質問と受け取ったのですが、いかがですか。   |
| 満田委員   | その内容です。  |

|        |   |
|--------|---|
| 今泉委員   | <p>だとすると、実は福島県の場合、米を作っているのは、主食用米とその他に非主食用米、例えば飼料用米や政府に買い上げてもらう備蓄米、こういったものを全体として調整をして今までやってきましたが、令和7年は主食用米の生産面積が伸びて、飼料用米や備蓄米の生産面積が1万ha前後で極端に減ったんです。その分、おそらく結局主食用米の数量が見込みとして6万t増えているという報道だと思います。</p> <p>もしそのことが今回の計画に反映されるべきということになった場合、過剰に主食用米を生産する状況に福島県がなっているのですが、それをどういうふうに適正な主食用米と非主食用米の配分にもう1回戻していくか、そういったことが計画の中に入るべきかを議論しないと、国は増産して欲しいと言ったけど、実はトータルの米の生産量は福島県は微減のはずです。産地づくり推進会議でも確認していますが、面積全体は微減しています。</p> <p>ただ、令和6年と令和7年は主食用米に傾斜してしまって、面積的には1万ha前年よりも多い。そのうち、飼料用米が5,000haマイナス、備蓄米が5,000haマイナスです。</p> <p>このような状況に今なっている中で、それをこの計画の中で論点として挙げるべきかどうかを議論すべきじゃないかと思います。</p>   |
| 会長     | いかがでしょうか。   |
| 水田畑作課長 | <p>水田畑作課長です。</p> <p>今ほど今泉委員がおっしゃった通り、本県の水稻の全作付面積については、減っております。</p> <p>ただ、おっしゃっていただいた通り、飼料用米や備蓄米から主食用米にシフトして、主食用米の面積が1万500haほど増えたという公表値になっております。</p> <p>この数値についての受けとめは、主食用米を増産するという話は国で行っておりますけれども、実際問題、全国ベースで見たときにも需要の予測を上回る生産がされそうだということが今の状況です。</p> <p>お米の生産につきましては、食べていただける、消費していただけるものを作っていく、需要に応じたお米づくりという形を引き続き進めてまいりたいと考えております。</p> <p>その需要の先が今後、飼料用米に向かうのか備蓄米に向かうのかということについては、それぞれの年度において、産地づくり協議会に関する団体、JA中央会等も入っていただいておりますが、そういった方々と協議させていただきながら進めて参りたいと考えているところです。</p> <p>この長期計画の中において、単年度ごとのお米の方針や方向をとらえることは非常に難しい状況もありますし、加えて、この基本計画の中には、総生産額の中に占めるお米または大豆・麦といった穀類の割合という形での目標を定めておりますので、そういった指標のまま進めてまいりたいと思っているところです。</p> |

|      |   |
|------|---|
| 会長   | <p>ありがとうございます。</p> <p>今のご意見・ご質問及び回答は米のことでございまして、只今、事務局からご提案いただいているのは資料8の「避難地域12市町村における農畜産物及び加工品の年間産出額」を「避難地域12市町村における農業産出額」に変更したいということでございました。</p> <p>このことについてご意見をいただきたいと思いますが、ただ今いただいたご意見は大変重要なことだと私も認識しております。</p> <p>主食用米の面積が1万haを超えたということで、たまたま今年度超えたけれども、これが来年度以降もこのまま推移するかどうかというのはまだ分かりませんし、それから、たまたま今年度は水稻の生育がよかつたけれども、来年度もこれが保証できるとも限らない、生産量が同じになるかどうか分からぬ。減るかもしれないし増えるかもしれないといった不安定な状況ですので、これをこの振興計画のどこかに組み込んでそれを見直すというようなことについては、慎重に検討する必要があるのではないかと私としては思っております。</p> <p>そのため、今後のことにつきましては事務局と私に預からせていただきまして、検討させていただければと思っています。</p> <p>ちょっと戻りまして、資料8の指標の見直しにつきましていかがでしょうか。よろしければ資料のとおり変更させていただくということにしたいと思います。</p> <p>なお、今後見直しを検討する指標につきましては、また次回以降に見直しについて検討するということになるかと思いますので、今回は見直しをしないということで進めさせていただきたいと思います。</p> <p>次に参りたいと思います。</p> <p>今度は資料9～資料11の振興計画の中間見直しについてでございます。ご意見、ご質問などございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。</p> |
| 今泉委員 | (挙手)  |
| 会長   | 今泉委員。   |
| 今泉委員 | <p>この計画の建付けの確認を改めさせていただきたいのですが、先ほど事務局からの説明で、私が事前に申し上げた意見については、どちらかというと本体計画よりも個別計画の方でそれぞれ進捗管理をしているので、本体計画で具体的に記載ぶりを大きく変えるということはあまりしないというご説明だったと思います。</p> <p>資料9の133頁、先ほどご説明いただいた個別計画ということですが、これはそもそも本審議会での審議対象項目でしょうか。それとも、あくまでもここは方針、基本的な考え方をベースに、県としてこの個別計画を作つて進捗管理をしているという理解なのでしょうか。</p>  |

|        |  |
|--------|--|
| 農林企画課長 | 農林企画課長です。<br>審議会の検討対象ではないと考えております。   |
| 今泉委員   | もともと、振興計画の中の参考資料という位置付けで個別計画を表記されているので、そういう位置付けであれば私の事前意見は取り下げます。ただ、個別計画の概要についてはかなり絞って書き込まれていますが、結構大きな変化があつたり、進捗上重要な項目が含まれていたり、そこが最終的にこの振興計画にある程度関わり合っているということを県民の方に知っていたらしくあれば、できれば、もう少し個別計画の概要や目指している目標値などを簡単でいいから示していただいた方がより理解が深まるのではないかと思っております。要望として検討していただければと思います。<br>以上です。  |
| 会長     | ありがとうございます。大変重要なご意見だと思います。分かりやすくということだと思います。<br>他にいかがでしょうか。  |
| 鈴木委員   | (挙手)   |
| 会長     | 鈴木委員。  |
| 鈴木委員   | 福島県栄養士会の鈴木と申します。よろしくお願ひいたします。<br>計画案の 73 頁のところですが、ここは第 4 節の「需要を創出する流通・販売戦略の実践」ですけれども、この 73 頁の（2）「地産地消の推進」の中に、農林漁業体験や食育の記載がございます。<br>それを行えば確かに地産地消は少し進むんだろうと。それから需要の拡大にも繋がるんだろうということはよく分かりますが、それに加えて、子どもたちや、私たち大人も含めて農林漁業体験等をしますと、県産食材への理解、購入してみようという意欲が湧いてくると思います。そこに加えて、特に子どもたちと、農業を応援しようとか、漁業を応援しようとか、そういう理解に繋がるんですね。それと、将来的にもしかしたら担い手になろうという考えも湧いてくると思うんです。その辺をどこかで盛り込んでいただけないかなと思っております。<br>担い手の部分については直接的に担い手の増加のための施策がいっぱい書いてありますが、そういった卵をどのように作っていくかといった部分が読み取れなかつたものですから、ここの部分を盛り込んでいけたらいいなという希望的な意見です。<br>よろしくお願ひいたします。 |
| 会長     | 回答をお願いします。   |

|         |  |
|---------|--|
| 農林企画課長  | <p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>今ほどのことにつきまして、資料9の31頁をお開きいただきてよろしいでしょうか。</p> <p>基本目標に「『もうかる』『誇れる』共に創るふくしまの農林水産業と農山漁村」ということで、「もうかる」の定義について記載がありますが、子どもたちが将来職業として選択できるような魅力ある産業にしていこうという考えがこちらに盛り込まれておりますので、そちらで対応できているのではないかと考えております。</p>   |
| 会長      | いかがでしょうか。  |
| 鈴木委員    | <p>方向性が違うと言われてしまうかもしれません、魅力的な、儲かる産業があるから子どもたちがそれに向かっていくかというわけではなくて、将来、何かをやりたいとか興味を持つといった何かきっかけがないと難しいわけですね。</p> <p>そのきっかけというのが、おそらく日常の子どもたちの生活の中にもあるし、学校の中にもあるし、いろんな活動の中にもあるので、そういう記載ができないかなという意味です。なかなか難しいですよね。多分、社会教育的な視点かもしれません。</p>  |
| 農產物流通課長 | <p>農產物流通課長でございます。</p> <p>地産地消及び子どもの視点での取り組みというご質問と理解しての実績でございますが、農產物流通課として取り組んでいるのが、学校給食等での地産地消の推進ということで、1人当たり600円を上限とする補助制度に取り組んでおります。</p> <p>また、農林漁業体験につきましては、希望する民間団体等に対して、農業体験を通じた地産地消の意識の醸成に取り組んでおります。</p> <p>また、当課は販売促進を担っている課ですので、例えばお米、トップブランド米の「福、笑い」について、小学校に出向いて出前講座なども実施しております。</p> <p>子どもたちを対象とした、そういった農業に関する取組は非常に重要な視点でございますので、販売促進の担当課としては、生産者の思いも乗せて、販売促進につなげていく取組は引き続き継続して実施をしていきたいと考えております。</p> |
| 会長      | ありがとうございます。<br>いかがでしょう。よろしいですか。  |
| 鈴木委員    | はい。  |
| 会長      | ありがとうございます。<br>今のご指摘も大変大事なことで、例えば今まで農業体験がない方がいきなり就農するとなったらなかなか難しいわけですね。  |

|        |  |
|--------|--|
|        | <p>例えば、今のご指摘のように、小学校時代とか中学・高校の辺りで農業体験が少しでもあると、それがきっかけになって思い出して、将来的には農業をやってみようかとか、田んぼ作ってみようとか、そういった意欲にも繋がる可能性があるので、全く無体験の場合と、少しでも経験があるのでは、随分違ってくるものと思います。家でバケツ稻もいいかもしれませんね。そういうたった経験があると、ちょっとしたきっかけで農業の方向に向くこともありますので、担い手の確保の1つにもなりますし、農業への関心、食育の醸成ということにもなるかと思います。私は大学で教育研究に当たっておりますが、大学人としてもそういうチャンスはありますし、大学の人間としても責任はあるかなという気はしております。</p> <p>他いかがでしょうか。</p>   |
| 農村振興課長 | <p>農村振興課です。</p> <p>今、農産物流通課から流通の観点でお話がありましたが、農村振興課としては水土里を育む事業、あとは農育ということで田んぼの学校や生き物調査、高校生等を対象とした農村学びの場の事業を展開させていただいております。田んぼの学校は、現在3校しかやっておりませんが、相双地方等を中心として実施し、生き物調査は県内7方部で実施しております。</p> <p>また、農村学びの場では、農業高校を対象として隔年1回、現場等を見学していただく取組を実施しております。</p> <p>併せて、土地改良区や地元の団体等が事業主体となりまして、地域の小学生等の現場見学会などの支援をしております。一番近くですと、伊達西根堰土地改良区では、福島市内の小学4年生の現場見学を受け入れる、そのような取組もしております。</p> <p>例えば、令和6年度ですと、県全体で1,100名を超える小学生が現場を訪れております。</p> <p>また、福島の農育ということでは、延べ470名ほどの参加者が農業に親しんでいただいている。</p> <p>以上です。</p> |
| 会長     | ありがとうございます。はい、どうぞ。   |
| 農林企画課長 | <p>今ほど申し上げたところは、資料9の92頁と93頁に記載がございます。</p> <p>93頁には写真も載っておりますので、ご覧いただければと思います。</p>  |
| 会長     | <p>ご説明ありがとうございました。</p> <p>他いかがでしょうか。</p>   |
| 白井代理   | (挙手)   |

|              |   |
|--------------|---|
| 会　　長         | お願いします。   |
| 白井代理         | <p>認定農業者会の白井です。</p> <p>ここ数年、ずっと鳥獣被害が増えております。その中で、それなりに対策をやると書いてあるんですけども、多く被害が出ているところは対策や支援があるんですけども、被害が出始めたところに対しての支援ができないということを言われまして、この辺がもう少し充実するような方法や方策がないのかどうか。</p> <p>私のりんご畠も鹿に皮ごと食べられまして、1日で300本ぐらい皮ごと食べられまして、すごい状況が続いております。</p> <p>振興計画では確かに対策をやると書いてありますが、実際、防止柵を作ろうと思うと、作れないと言われてしまって、現実と計画とでは合ってないんじゃないかな。</p> <p>もっと身近なところにこの振興計画が伝わるようにして欲しいと思っています。</p> |
| 会　　長         | <p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>はいどうぞ。</p>   |
| 環境保全農業課<br>長 | <p>環境保全農業課長です。</p> <p>今ほどご意見ございました鳥獣被害対策ですが、基本的には市町村が策定します防止計画に基づいて、県から市町村に対して支援をしているところでございます。</p> <p>市町村でも地域の被害の状況に応じて、計画を立てて県に申請されますが、鹿とか猪とか、市町村を跨いで広域に移動して被害を及ぼす獣がいます。そういう獣については、市町村からの要望があれば県自ら広域捕獲ということで、数年前から県が直接、鹿被害の対策をとっているところです。</p> <p>最近ですと南会津や県南部で市町村からの要請に基づいて、県自ら鹿の対策を実施しているところです。</p>  |
| 会　　長         | <p>ありがとうございました。よろしいですか。</p> <p>圏域が広い、ボーダーがないという、非常に様々な問題があるかと思います。</p>  |
| 白井代理         | 市に言っても、県がうんと言わないといったこともあったんで、ちゃんと受けとめて欲しいなと思います。  |
| 会　　長         | <p>ご意見を承っておきたいと思います。どうもありがとうございます。</p> <p>他いかがでしょうか。</p>  |
| 佐川委員         | (挙手)  |
| 会　　長         | 佐川委員。   |

|        |  |
|--------|--|
| 佐川委員   | 資料9の107頁の6行目のところですが、「中山間地域を中心とした」というところが削られていますが、中山間地域だけではなく全地域の持続可能な農林業といったことかなとも思ったんですけども、中山間地域において、生産基盤の整備はやはり非常に重要といいますか、中山間地域ほど、農地の水路であったり、農道であったり、いろいろ整備に手間がかかる地域なので、表現の仕方ではありますが、削った理由を教えていただきたいと思います。  |
| 会長     | いかがでしょうか、この部分。   |
| 農林企画課長 | <p>農林企画課長です。</p> <p>これにつきましては、委員のお話のとおり、中山間地域だけの問題ではないということで、中山間地域の文言を削除したところです。</p> <p>中山間地域については、土地連の家久来委員からも御意見がありましたように、今御意見いただいた地方の振興方向とは別に、全県版の計画で手厚く記載しておりますので、ご理解いただければと考えております。</p>   |
| 会長     | 佐川委員、よろしいですか。  |
| 佐川委員   | はい。  |
| 会長     | <p>中山間地域に限らないということでございました。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p>  |
| 紺野委員   | (挙手)   |
| 会長     | 紺野委員。  |
| 紺野委員   | <p>資料5の4頁でモニタリング検査点数の記載があり、産地が自主的に実施する放射性物質検査の取り組みを支援したと記載されていますが、資料9の39頁「東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化」の中には、畜産物の放射性物質のモニタリングを実施しますとか、継続しますということが書かれてないのですが、あえて書かないのか。それとも書く必要がないのかを確認させてください。</p> <p>先日、他の農業者とモニタリング検査について話をしたところ、モニタリング検査は逆に風評になるからやめて欲しいと言っていました。モニタリングすることによって、何でいつまでも福島県やってるんだっていう、他の都道府県からの風評があるんじゃないのと言われたんですけども、そうじゃないよって強く言いたいので、この39頁の中に農畜産物のモニタリングを実施する、もしくは実施し継続するといった記載が欲しいのですが、いかがでしょうか。</p> |

|         |   |
|---------|---|
| 会　　長    | いかがでしょうか。   |
| 農產物流通課長 | <p>農產物流通課長です。</p> <p>資料9の67頁、第4節の「需要を創出する流通・販売戦略の実践」の中では、モニタリングの重要性や、その実施の継続について記載されておりますので、ご報告いたします。</p>   |
| 紺野委員    | 了解いたしました。   |
| 会　　長    | <p>よろしいですか。</p> <p>他いかがでしょうか。</p>   |
| 相原委員    | (挙手)  |
| 会　　長    | 相原委員。   |
| 相原委員    | <p>農業経営・就農支援センターについて、私が新規就農の方から就農相談を受けたときなんか、センターにまずは相談行きなさいとアドバイスしたりしているんですけど、でも実際、新規就農者で、センターを通らずに就農された人がたまにいて、よくあるパターンは実家とかが農業をやっていて、今はやる人がいなくて、第2の人生で農業しようかなって感じで来た方に関しては、割とセンターの情報が入っていないのかなと思います。センターの認知度はちゃんと上がってきているんだろうかということが疑問というか、心配でした。</p> <p>また、実際関わっていただいた後の満足度とかの調査はされているのかということと、自分もいまだにちょっと悩んだりしますけど、物の価格、自分が販売するものに関しての価格設定とかが果たして合っているのかなとか、どういうふうに申告したらいいんだろうとか、基本的なところが分からぬこともあるので、そういうときに一緒に伴走してくれるところがセンターなのかなと私は思っていたんですけども。</p> <p>そういう不安の声を最近ちょっと聞いたもので、どんなふうに稼働してるのがなっていうのを具体的なところをお聞きしたいと思いました。</p> |
| 会　　長    | 回答をお願いします。  |
| 農業担い手課長 | <p>農業担い手課長です。</p> <p>今ほど相原委員からありました、農業経営・就農支援センターについて、先ほど農林企画課長からも説明がありましたが、1,352件の相談実績がございまして、新規就農者の相談については960件、7割以上が新規就農者の相談でございました。</p>  |

|      |  |
|------|--|
|      | <p>いつの間にかセンターを通らずに就農している方もいるとの話がございました。就農支援センターは、県を始め、農業団体と連携しながら全国でも先駆けて、ワンストップ・ワンフロア形式をとっております。</p> <p>尚且つ、そういった関係機関、市町村や農協さん、県の農林事務所も含めて網の目を張りながら情報収集しております。最寄りの農林事務所や農協へおつなぎいただければ就農支援センターに情報が繋がりますので、ぜひ情報提供をいただければと思います。</p> <p>2点目の満足度でございます。</p> <p>正直申し上げますと、満足度調査というのは行っておりません（注）。伴走支援は丁寧にしておりまして、その人によって1で済むのか、10までかかるのかということで、かなり個別具体に支援しております。その方々のゴールがそれぞれありますので、そのゴールにたどり着けるように、もしかすると1週間で終わる支援もあります。もしかすると5年かかる支援もございます。そこは状況に応じて丁寧に対応しております。満足度について、今後どうするかは検討してまいりたいと思います。</p> <p>3点目の価格設定や確定申告等の経営面について、親元就農であれば、ある程度見様見真似で親の背中を見てやっていけばいいかと思いますが、自立して個人1人で全く農業のベースがない方が就農する場合、もしくは、家がもともと農業をやっていて、農地はあるけど教えてくれる人がいないというケースがあろうかと思います。そういった場合におきましても、就農支援センターの職員が中心になりますし、各組織の方が寄り添いながら、丁寧に支援をしております。もちろん技術的な支援についても、就農を受けてくれる認定就農機関というものを、今年でいうと140～150件ほど組織も含めて県で認定しております。そういう方が近くに必ずおりますので、そういったところで研修を受けていただき技能的なところをしっかりと身につけていただく、これがまず大事かなと思います。その後の経営感覚については、それぞれの目指すべき方向性が違うと思いますが、それに見合うような研修もアグリビジネススクールという形で、就農支援センターで、ちょうど今がトップシーズンなっておりますが、10月～12月で様々なカテゴリに分けた研修も行っております。</p> <p>あわせて、どうしても新規就農者の場合だと孤立になりがちというところも、県としては課題だと認識しております。そういったことにならないように、地域の仲間、産地の仲間であったり、産地がなければ、農業後継者のグループであったり、そういったグループもなければ、私ども県の職員、現場の農業普及指導員がおりますので、そういった職員等が寄り添いながら孤立しないような支援を引き続き進めてまいりたいと思っております。</p> |
| 会　　長 | ありがとうございます。よろしいですか。  |
| 相原委員 | はい。  |

|         |   |
|---------|---|
| 三瓶委員    | (挙手)  |
| 会長      | 三瓶委員。   |
| 三瓶委員    | <p>今ほどお話がありました新規就農者の方の話ですが、それにちょっと関連しますが、資料9の51頁、26行目に離農予定の農業者からという文言があります。リタイアする方はこれからどんどん増えると思うんですね。</p> <p>この人たちがこれから、円滑な移譲ができるのかなっていうのをすごく感じます。これから移譲となると、親子だったり第三者だったり今はM&amp;Aもすごく多くなっています。</p> <p>そういう情報がその人たちに伝わっているのかなっていうのをすごく思います。視点がどちらかというと新規就農者の方にばかり向いている気がするので、それよりも何十倍も多いリタイアする人たちが、土地を放棄される前に、諦められる前にそういう情報を皆さんに届けられたらいいのではないかと思います。</p> <p>それが新規就農者の受け皿にもなったりする道筋にもなるのかな。</p> <p>逆にリタイア支援センター的なところで、リタイア後の土地をどうするか、移譲をどうするか等の手厚い支援が必要なんじゃないかなと考えます。</p>  |
| 農業担い手課長 | <p>農業担い手課長です。</p> <p>第三者継承については、昨年度から具体的に支援などをしております。</p> <p>併せて、過去からもやっておりますが、就農支援センターができて、今年になってから非常に第三者継承のニーズが増えております。大規模の稻作経営の方であるとか、県北地域で多いのは果樹農家の方ですね。果樹農家の方が5年後ぐらいに辞めちゃうから今のうちに声掛けておくからと話をされて、そういった方とこれから就農しようとする方をマッチングするような具体的な取り組みにも現在動いており、かなりの件数でございます。</p> <p>ただ、そのPRとなると、県でもホームページやこういった会議等、その場その場で色々な形でPRしておりますが、まだまだ浸透していないことが課題だと考えておりますので、ぜひ皆さんからも、就農支援センターを中心に第三者継承の支援をやっていることをPRしていただきたいと思っております。</p> <p>また、今年の3月に、県内57市町村で策定された地域計画、昔からの農地は地域でしっかりと守っていこうという話し合いの土台が法定化のもと、今年の3月に策定しております。住宅街は別ですけども、農村のエリアであればしっかりと地域計画が作られております。その地域計画については、今後、地域の担い手をどうしていくかを考えるベースにもなっております。おそらく三瓶委員の地域でも地域計画が策定されていて、10年後の担い手、自分たちのこのエリアの農地を誰が担っていくのかを図面に落として、すべて具体的に示しているかと思います。それを今後、高齢化でどうしても農業ができないという方が出てきますので、そういう方がいれば、その地域計画の話し合いの場で、ぜひ声を上げてい</p> |

ただくといった仕組みがでております。

そういう場も使いながら、誰かに農地を譲りたいからやつてもらえないかといったことも含めて、地域内の担い手に第三者継承ができる、もしくは地域にいなくても、外部からの新規就農者や企業の農業参入なども考えられ、そういう方が入ってきたときに、農業機械や樹園地等、なかなかすぐには上手くいきませんが、調整のもと進めていくことも大事だと思っております。県だけでは力が足りないところがありますので、ぜひ皆様からもPRしていただきたいと思いますし、引き続き、就農支援センターでしっかりと支えてまいりたいと考えております。

会長

ありがとうございます。

本日リモートでご出席いただいている清水委員、ご意見やお気づきの点などございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

清水委員

今日そちらに伺えなくて申し訳ないです。

すごい量の資料をお作りになった県の皆さん、どうもお疲れ様でした。

私も実際に農業を始めて間もなく10年になりますが、最初はこんなに農業を続けるとは思っていませんでした。

農業の魅力は、時間を自分の好きなように使えることと、自分がやつたらやつた分、手元にお金が入るという素晴らしい職業だと実際に感じています。時々見学に来る方に言うんですけど、若い女性こそ農業に取り組んでいただきたいなと思うのは、会社に勤めて子育てをすると、子どもは必ず夕方に熱を出したり、そうすると毎日上司の方にすいませんと言って帰るんですけど、最初のうちは上司の方も気をつけてねって言うけど、それが毎回毎回重なっていくと、またかと嫌な顔をされることもあるし、自分も実際嫌な顔もしたことある。

そういう時に農業は子どもや家族を中心に、そちらにもシフトしながら自分で稼げるというすばらしい職業なので、そのような職業があるということを多くの方にお知らせできるといいかなと思って活動しています。

会長

ありがとうございます。

またご意見やご質問などございましたら、別途、後でお願いできればと思います。どうもありがとうございます。

それでは、本日様々なご意見やご指摘をいただきました。大変参考になる貴重なご意見ありがとうございました。

また、事前にもご意見をいただいております。

この後のまとめ方ですが、私と事務局でいただいたご意見を整理させていただいて、振興計画に反映していきたいと思います。

そのようなことで進めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員

異議なし。

|                 |   |
|-----------------|---|
| 会　　長            | <p>それでは、私と事務局とで作業を進めさせていただきます。なお、お気付きの点やご意見などございましたらお知らせいただきたいと思います。</p> <p>次に、資料 12 でございます。</p> <p>第 2 回審議会の開催につきましては、これから行うパブリックコメント等を経て作成した計画案について、審議させていただきたく思います。</p> <p>開催方法ですが、今回のような対面による開催と書面による開催の 2 通りがあるかと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>もし、ご意見がないようでしたら、年末という時期も鑑みまして、書面開催としたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>最終的に取りまとめは私と事務局とで責任を持ってやらせていただきたいと思います。</p> |
| 各 委 員           | 異議なし。   |
| 会　　長            | <p>ありがとうございます。それでは、第 2 回審議会は書面開催といたします。</p> <p>なお、第 2 回の審議会の開催後に、県に対して答申を行うことになっております。答申につきましても会長一任とさせていただきたいと思っておりますが、本件もご了承いただけますでしょうか。</p>   |
| 各 委 員           | 異議なし。   |
| 会　　長            | <p>ありがとうございます。答申は御一任いただければと思います。</p> <p>最後になりますが、(4) その他につきまして、事務局から何かございましょうか。</p>   |
| 農林企画課長<br>(事務局) | <p>農林企画課長です。</p> <p>慎重なご議論ありがとうございました。</p> <p>今ほど新田会長からもお話がありましたが、今回の結果につきましては、会長と事務局で取りまとめ、パブリックコメントにかけるようになりますが、そのパブリックコメントの前に皆様に同じ資料を送らせていただきたいと思いますので、本日の結果についてはそちらでご確認いただければと思います。</p>   |
| 会　　長            | <p>他に何かございますか。</p> <p>お願ひします。</p>   |
| 農林水産部長          | <p>本日は貴重なご意見ありがとうございました。</p> <p>まだまだ我々の施策や P R が不足しているというものがありましたし、それから米の動向など話もありました。これについては、国の動向なども注視しながら、我々も対応していきたいと思っております。</p>   |

|    |   |
|----|---|
|    | <p>また鈴木委員からお話ありました地産地消、あるいは食育の話、これについて県でも大きな課題として、本県の震災からの復興と併せて、人口減少対策があります。</p> <p>農林水産部として何をやっていくか、短期的なものと中・長期的なもの。先ほどお話されましたように、卵をどのように育てていくかも大事だということで、中・長期的に見ても、人口減少対策に資するために我々の今後の業務に反映させていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。本日はどうもありがとうございました。</p> |
| 会長 | <p>委員の皆様から他に何かございますか。</p> <p>よろしければ、本日準備した議事は以上でございます。これにて議長の職を降りさせていただきます。ありがとうございました。</p>   |
| 司会 | <p>――閉会――</p> <p>新田会長、議事進行ありがとうございました。</p> <p>これをもちまして、令和7年度第1回福島県農業振興審議会を閉じさせていただきます。</p> <p>本日は誠にありがとうございました。</p>   |

(以 上)

(注) 審議会開催後に福島県農業経営・就農支援センターにおいて満足度調査を実施していることを確認（相談があったうち、重点支援対象とされた方が対象）。令和6年度の調査結果は、重点支援対象441件のうち、「満足」が402件、「やや満足」が38件、「やや不満」が1件。